

【参考資料①】コンプライアンスに関連する主な法律・条例・規則・ルールの概要

サービス義務・公務員倫理

に係る主な法律・条例・規則・ルールなど

○ サービスの基本基準（地方公務員法第 30 条）

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」

○ サービスの宣誓（地方公務員法第 31 条）

「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」

○ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 33 条）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

○ 秘密を守る義務（地方公務員法第 34 条第 1 項）

「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」

○ 職務に専念する義務（地方公務員法第 35 条）

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」

○ 政治的行為の制限（地方公務員法第 36 条）

公務員の政治的中立性を保障することで、行政の公正で安定した運営を確保し、また、職員を政治的影響力から保護し、行政活動を公正に執行することを目的として一定の政治的行為を制約するもの。

○ 職員サービス規程

各種休暇の手続き、職務専念義務免除の手続き、超過勤務及び休日勤務、出張の復命、事務引継等、職員が守らなければならないサービスを定めたもの。

○ 仙台市職員倫理規程

職務の執行の公正さに対する市民の疑惑又は不信を招く行為の防止を図り、市民の信頼を確保することを目的として、利害関係者との接触や不正な要求に対する措置、当規程に違反したときの処分等について定めたもの。

適正な事務執行

に係る主な法律・条例・規則・ルールなど

- 法令等に違反した事務処理の禁止(地方自治法第2条第16項)
「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」
- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」
- 仙台市職員公益通報制度実施要領
公益通報者保護法の規定に基づく職員等からの公益通報(国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律などに規定する罪の犯罪行為の事実に関する通報)の方法、調査、是正措置、秘密の保持、不利益取扱いの禁止等について定めたもの。
- 仙台市契約規則
売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合のルールを定めたもの。
- 仙台市会計規則
会計に関する事務について定めたもの。
- 行政文書取扱規程
文書主任の事務、文書の処理、文書の保存期間、整理・保管等について定めたもの。
- 仙台市事務決裁規程
決裁処理の権限及び責任の明確化並びに事務処理の能率化を図ることを目的として、市長の権限に属する事務の処理について定めたもの。

情報公開・情報保護

に係る主な法律・条例・規則・ルールなど

- 仙台市情報公開条例
開示請求の手続き、開示義務、開示決定等の期限、費用負担、不服申立ての手続き等について定めたもの。

○ 仙台市個人情報保護条例

個人情報の取り扱い、開示請求の手続き、訂正、利用停止、不服申立ての手続き、罰則等について定めたもの。

○ 仙台市行政情報セキュリティポリシー

仙台市が保有する情報資産に関するセキュリティ対策について、総合的、体系的に取りまとめたもの。

交通法規の遵守

に係る主な法律・条例・規則・ルールなど

○ 仙台市庁用自動車管理規程

庁用自動車の管理、運転者の遵守事項、自動車事故の処理等について定めたもの。

信頼される市民対応

に係る主な法律・条例・規則・ルールなど

○ 接遇基本マニュアル

接遇の基本的な心構えについて取りまとめたもの。

○ 仙台市暴力団排除条例

暴力団排除に関する市、市民及び事業者の責務、暴力団排除に関する基本理念、暴力団排除を推進するための措置について定めたもの。

ハラスメントの防止

に係る主な法律・条例・規則・ルールなど

○ 仙台市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱

セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応措置について定めたもの。